



特別支援保育は、集団生活をするなかで社会性を培い、通常よりも丁寧に保育することで、健やかな成長発達の促進を目的としています。個別の援助や配慮を行うため、担任以外の保育士等を配置しますが、必ずしも1対1でつくわけではありません。

◆対象児童

- 1.身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当のいずれかを受けている児童
 - 2.1 と同等程度の障がいがあると医療機関・児童相談所等の公的機関から認められた児童
 - 3.その他特別な支援を必要とする児童であって、村長が認める児童
- 上記のいずれかに該当し、村内の認可保育施設にて特別支援保育を希望する集団保育が可能な児童。

◆必要書類（提出期限：令和 8 年 8 月 14 日）※期限に間に合わない場合はご連絡ください。

「児童実態調査票」と「対象児の状況が確認できる書類（①診断書などの医療的所見、②発達検査結果等の発達状況に関する所見、③児童発達支援施設等での支援計画書など）」をご提出ください。

◆手続きの流れ

1. 特別支援保育の事前申請
必要書類をそろえ、指定期限までに北中城村役場こども未来課までご提出ください。
対象児の状況が確認できる書類①～③については、お持ちの物全てをご提出ください。
↓
2. 一斉申込期間内に認可保育施設の利用申込（令和 8 年 9 月 1 日～25 日まで）
※一斉受付期間外でも申込は可能ですが、人員配置等の態勢上ご利用できない可能性があります。
↓
3. 心理士による発達検査等の実施（10～11 月実施。既に検査済みの方や医療機関からの診断書等をお持ちの方は対象外となります。後日、役場から日程等の連絡をします。）
↓
4. 公立教育・保育施設にて体験保育（10～11 月実施。対象児の集団での様子を確認させていただきます。後日、役場から日程等の連絡をします。）
↓
5. 特別支援保育実施会議（特別支援の必要性があると判断されても、必ず入所できるとは限りません。）
↓
6. 利用調整（保育の必要性の高い順に利用調整を行います。）
↓
7. 内定通知書または保留通知書の送付
↓
8. 健康診断書の提出・内定施設との面談
↓
9. 利用契約決定、利用者負担額・副食費決定

何かご不明な点がありましたら、以下連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】北中城村役場こども未来課 こども園係 TEL：098-935-2230